

司法院积字第 574 号 (2004 年 3 月 12 日) *

争 点

差戻審判決に関する上訴の利益の価額を制限する判例などは違憲か。

(對二審更審判決上訴利益額限制之判例等違憲?)

キーワード

訴権 (訴訟権)、民事訴訟法、上訴の利益 (上訴利益)、法律の遡及適用禁止 (法律不溯及既往)

解釈文：憲法第一六条が定める訴権とは、何人もその権利が害されるときに適正手続によって裁判所に対し裁判を受ける権利を有するものである。裁判制度における遵守すべき審級、手続き及びその関連要件については、立法機関は訴訟事件の種類、性質、裁判政策の目的及び裁判制度の機能といった要素を考慮し法律をもって正当かつ合理的な規定を設ける。財産権訴訟に関する上告審への上訴が定められている民事訴訟法第四六六条において、上告受理の可否

は控訴審の終局判決後、当事者の上訴の利益が一定の価額を超えるかどうかによるとされている。当該規定の内容は、立法者が上告審制度の機能及び訴訟事件の属性を斟酌し国の限られた司法資源の浪費を避け私法関係を早急に確定させ、これにより社会秩序を維持するため設けた正当かつ合理的な制限であって、憲法第一六条及び第二三条に反するものではない。

民事訴訟法第四六六条の改正により上告審における上訴の利益

*翻訳者：蔡英欣

の価額が高まることになる。これに伴い、当事者が当該改正規定の施行後にはじめて控訴審の終局判決に対して上告受理申立てをなす場合には、改正された民事訴訟法第四六六条は原則として適用されるべきであり、改正前の当該規定は遡及に適用されるべきではない。ただ、控訴審の終局判決後、上告受理申立期間が進行中、当事者が改正前の当該規定により上告受理申立てをなすことができたはずであり未だに上告受理申立てをなしていない事件のうち、上訴の利益の価額が高まったという改正後の当該規定により当事者が上告受理申立てをなすことができなくなる事件がある場合には、改正前の当該規定は遡及に適用されることができないが、これは国民の信託利益に重大な影響を与えるといわざるを得ない。公共の利益を配慮しかつ当事者の信託を適切に保護するため民事訴訟法施行法第八条は、民事訴訟法第四六六条の定める上告受理申立てができない上訴の利益の価額が同法の改正により増加するときに、改正された民事訴訟法の施行前になされた判決

の上告受理申立てが改正前の法令により認められる場合には、これらの判決の上告受理申立ては依然としてなされることができると定めている。当該規定は過渡規定であり法治国家における法律の遡及適用禁止原則及び信託保護原則に反するものではない。

最高裁判所七四年（1985年）台抗字第一七四号判決及び最高裁判所八六年（1997年）一月一四日第一回民事法廷会議の決議によると、民事訴訟法施行法第八条により民事訴訟法第四六六条第一項の定める上告受理申立てができない上訴の利益の価額が増加する場合に、増加前になされた不服申立ての判決は増加前の価額に基づいてその上告受理の可否が決められ、増加後になされた不服申立ての判決はこれが上告審による破棄差戻し後になされた差戻し判決であっても増加後の価額に基づいてその上告受理の可否が決められるべきであるとされている。これは民事訴訟法第四六六条第一項及び民事訴訟法施行法第八条の内容を敷衍したものであり、上記の

示された憲法の趣旨に反するものではない。よって、これは憲法第七条、第一六条及び第二三条に抵触するとは言い難く法治国家における法律の遡及適用禁止原則にも信頼保護原則にも反するものではない。

解釈理由書：憲法第一六条が定める訴権とは、何人もその権利が害されるときに適正手続によって裁判所に対し裁判を受ける権利を有するものである。国は国民の訴権を具体的に実現させるため効果のある制度による保障を提供しなければならない。これについて、立法機関は法律を制定し適切な裁判所組織や訴訟手続を定めなければならない。これに加えて、裁判所は法律を適用するに際してもこれを目標とすべきであり、国民の権利が害されるときにその権利を即時にかつ十分に回復させ実現させうるようにしなければならない。訴訟手続により訴権は損なわれることがない限り、立法者が憲法上効果のある法律の保護という要請を斟酌し各種の事件の性質の相違を考慮し訴訟手続

きについての異なった規定を定めるのは訴権の保障に反するとは言えない（司法院积字第 4 4 2 号を参照）。

審級制度は訴訟手続の一環として下級審による不当・違法な判決を是正する役割を果たしており、司法の救済制度に対する内部監督メカニズムである。いくつの審級が必要であるかについて、立法機関は訴訟事件の性質及び裁判制度の機能といった要素を考慮し法律をもってこれを定めることができる。これは訴権の保障の中心的内容とは言えない（司法院积字第 3 9 6 号、第 4 4 2 号及び 5 1 2 号を参照）。よって、国民の訴権を保障するという憲法の趣旨に合致するため、すべての訴訟事件の当事者は上告審に対し上告受理を申立てることができることを求める必要がない。

わが国の民事訴訟法において審級救済制度は採用され三級三審制は原則として構築されてきた。上告審は救済の機能を有しつつ、法律審の性格をもち法令に関する

見解の一致性を維持させるため法令解釈及び法令適用の統一を図るという役割に着目しているものである。したがって、立法機関は訴訟事件の性質を斟酌し上告審への上告の適用要件を定めることができる。八八年（1999年）二月三日公布した改正後の民事訴訟法第四六六条第一項は、財産権訴訟に関する上告審への上告についてその上訴の利益の価額が六十万台湾円を超えない場合には上訴受理申立てをなすことができないと定めている。財産権訴訟についての上告受理の要件に関する規定において、上告受理の可否は控訴審の終局判決後、当事者の上訴の利益が一定の価額を超えるかどうかによるとされている。当該規定の内容は国民の訴権の行使に対する合理的な制限である。当該規定には、わが国の経済及び国民所得の増加に伴い物価及び争訴物の価額が相対的に高くなり上告裁判所が受理する財産権に関する事件の数も大幅に増え、これにより法律審としての上告審の機能の発揮は影響されかねないから、八九年（2000年）二月九日に上記の規定

は改正され上告受理申立てができない上訴の利益の価額は百万台湾円までに上がってきたという背景がある。当該規定の内容は、国の限られた司法資源を合理的に配分し私法関係を早急に確定させこれにより社会秩序を維持するために設けられた正当かつ合理的な制限であって、憲法第一六条及び第二三条に反するものではない。

法治国家原則は憲法の基本原則であり、当該原則のもとでは国民の権利の保護、法秩序の安定及び信頼保護原則の遵守は重視される。したがって、法が改正される場合に当該法律は法律の遡及適用に関する特別規定があるのを除き、原則としてその公布施行日から将来に向かって効力を有する。しかし、新法は遡及適用の効力を有せず施行後はじめて実現した構成要件の事実に応用されるものの、人間生活が持続していることとの関係で国民が旧法のもとで築き上げた生活秩序に影響するのが免れられ難い。そこで、立法者は法律の平等適用原則に反しない限り法を自由に制定する裁量権をも

つ。しかし、国民は旧法により取得したはずである権利及び旧法に対し生じた合理的信頼が新法により不利に影響される場合には、立法者は法治国家における法安定性の原則及び信頼保護原則に合致するため新法施行後の適用を適切な限度に排除しその他の合理的な補助措置を講ずるように過渡規定を設けるべきである。

八九年（2000年）二月九日に公布した民事訴訟法第四六六条第一項（以下、新法という）においては上告審への上訴の利益の価額が上がり、また法律の遡及適用という特別規定がないため当該改正後の規定は公布施行日から将来に向かって効力を有する。しかし、当事者が新法施行前に法により訴えを提起した、第一審の終局判決が言い渡された、第一審の終局判決に対し控訴が提起され訴訟が進行する、あるいは原判決が上告審に破棄され事件が原審に差し戻された場合に、これらの訴訟事件に関する訴訟の進捗状況は新法の施行により影響されかねない。財産権訴訟における上告審の上訴

の利益の価額について、これは上告受理申立てにおいて示される訴訟の目的とする物の価額あるいは訴えの提起時の価額により決められる（民事訴訟法第四六六条第四項、第七七条の一第二項を参照）。上訴の利益は上訴人が上訴の申立てにおいて得るだろう利益であり、これは原告の訴え提起の場合に訴えの利益が請求の趣旨により決められる客観利益とは異なる。原裁判所は上告が適法であるかどうかを認定するにあたってその職権により上訴の利益が民事訴訟法第四六六条の定める要件を満たすか否かを定めるべきであり、当該利益の価額は第一審の裁判所が決めた利益の価額に限られるわけではない。原裁判所は上訴の利益が法定の利益の価額を超えないとして不適法な上告を決定によって却下したことについて、上告人が最高裁判所に対して抗告する場合に、最高裁判所は原裁判所が決めた内容に拘束されず新たに斟酌し決めることができる。したがって、控訴審の終局判決がなされるまでには当事者の上訴の利益の有無は決められることができない。

これは訴えの提起時に直ちに認定されうるものではない。また、上告審の裁判所が上告を理由ありとする原判決破棄判決をなした場合に、原判決言渡しの効力は当該破棄判決により失い差戻審の裁判所は新たに審理する。そのため、差戻審判決に対して上告がなされうるかどうかのは差戻審が裁判した結果による。原裁判所による差戻し判決が民事訴訟法第四六六条第一項の定める価額が上がった後になされた場合に、当該差戻し判決に対する上告は上訴の利益の価額が改正後の価額を越えない限りなされることができない。これは司法院院字第二四四六号解釈により敷衍されるものである。差戻審判決が破棄された原判決ではない以上、原判決に対する上告が旧法に基づいてできたとしても差戻審判決に対する上告は新法の公布後、法律適用の一般原則に基づいて制限されるのが憲法第七条における平等原則に反するものではない。と同時に、原判決に対する上告が改正前の規定により認められたことを信頼したから、新法の遡及適用により上告人の既得の上告利益

は害されるという当事者の主張は採用されることができない。その際、立法者が何らかの過渡条項を設けなくても新法を即時に全面的に適用することは立法者の自由形成権の範囲を超えるとは言えない。しかし、訴訟事件の訴訟進行状況が新法の施行により影響される場合のなか、たとえば新法の施行前になされた控訴審の終局判決に対する上告が改正前の民事訴訟法第四六六条第一項によりなされることができたが、当該上告が法律施行後にはじめてなされた場合に、仮に控訴審あるいは上告審は新法によって上訴利益が新法に定められた額を超えないとして当該上告を却下すれば、当事者が改正前の民事訴訟法第四六六条第一項により取得したはずである上告の權益、またこれにより生じた合理的な信頼は損なわれかねない。その際、立法者が上記の状況について何らかの過渡条項を設けなければ、これは信頼保護原則に反して違憲のおそれがある。民事訴訟法施行法第八条は、改正された民事訴訟法の施行前になされた判決は民事訴訟法第四六六条の定める上

告受理申立てができない上訴の利益の価額が同法の改正により増加するときにこれらの判決の上告受理申立てが改正前の法令により認められる場合には、これらの判決の上告受理申立ては依然としてなされることができると定めている。当該規定は立法者が民事訴訟の性質及び上告審による法律審の機能を斟酌して、当事者が改正前の民事訴訟法第四六六条第一項により取得したはずである上告権という既得利益を特別に保護するため定められた過渡規定である。これは法律の過渡規定を制定する自由形成権の範囲を超え法治国家における信頼保護原則に反するものではない。

最高裁判所七四年（1985年）台抗字第一七四号判決及び最高裁判所八六年（1997年）一月一四日第一回民事法廷会議の決議によると、民事訴訟法施行法第八条においては民事訴訟法第四六六条第一項の定める上告受理申立てができない上訴の利益の価額が増加する場合に、増加前になされた不服申立ての判決は増加前の価

額に基づいてその上告受理の可否が決められ、増加後になされた不服申立ての判決はこれが上告審による破棄差戻し後になされた差戻し判決であっても増加後の価額に基づいてその上告受理の可否が決められるべきであるとされている。これは民事訴訟法第四六六条第一項及び民事訴訟法施行法第八条の内容を敷衍したものであり、法律にはない制限を新たに設け上記の示された憲法の趣旨に反するものではない。よって、これは憲法第七条、第一六条及び第二三条に抵触するとは言い難く法治国家における法律の遡及適用禁止原則及び信頼保護原則に反するものとは言い難い。

本解釈は、許玉秀大法官による部分補充意見書、許宗力大法官による補充意見書がある。